

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
		GRD-Z000866
輸送用UAV（中型）  （マルチコプター型）実証	防衛大臣承認	令和 年 月 日
	作 成	令和5年4月19日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	陸上幕僚監部防衛部防衛課

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する輸送用UAV（中型）（マルチコプター型）（以下，“UAV”という。）の実証及び技術検討について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GAV-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

#### 1.2.1

##### 輸送用UAV（中型）

約200kgの物資輸送を念頭に設計されたUAV本体及び操作機材のことをいう。

#### 1.2.2

##### UAV

Unmanned Aerial Vehicleの略。航空法2条1項に規定する航空機に該当する規模の無操縦者航空機のことをいう。

#### 1.2.3

##### マルチコプター型

3つ以上のローターを搭載した型式のことをいう。

#### 1.2.4

##### 調製

整えて作ることをいう。

#### 1.2.5

##### ノータム

航空関係施設、業務、方式と危険等に係わる設定や状態、変更等についての情報のことをいう。

#### 1.2.6

##### DD

海上自衛隊の護衛艦のことをいう。

#### 1.2.7

##### DDH

海上自衛隊のヘリコプター搭載護衛艦のことをいう。

### 1.2.8

#### 耐空証明

航空法第10条に規定する耐空証明をいう。

### 1.2.9

#### 型式証明

航空法第12条に規定する型式証明をいう。

### 1.2.10

#### 自衛隊耐空証明

航空機の安全性の確保に関する訓令（平成7年防衛庁訓令第32号）（以下、「訓令」という。）第7条に規定する自衛隊耐空証明をいう。

### 1.2.11

#### 自衛隊型式証明

訓令第11条に規定する自衛隊型式証明をいう。

### 1.2.12

#### 技術基準

訓令第2条第6号に規定する、航空機の安全性を確保するために必要な技術上の基準をいう。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、契約後当該文書に改正があった場合には、その適用について別途協議するものとし、引用文書に定める事項がこの仕様書に定める事項と相違する場合には、この仕様書が優先する。

なお、関連文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

#### a) 仕様書

GAV-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応  
共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

#### b) 法令等

航空法（昭和27年法律第231号）

航空機の安全性の確保に関する訓令（平成7年防衛庁訓令第32号）

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号  
令和4年3月31日）

#### c) その他

整理番号No.1-301 事前調整実施のための指針（平成17年9月30日 制定（国空機第  
5029号））

### 1.4 関連文書

電波法（昭和25年法律第131号）

不正競争防止法（平成5年法律第47号）

著作権法（昭和45年法律第48号）

秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）

防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第26号）  
陸上自衛隊整備規則〔陸上自衛隊達第71-4号（52.12.24）〕  
陸上自衛隊補給管理規則〔陸上自衛隊達第71-5号（19.1.9）〕  
陸上自衛隊所属国有財産（航空機取扱規則〔陸上自衛隊達第78-2号（42.3.3）〕）  
陸上自衛隊の航空機及び装備品等の取扱書に関する達〔陸上自衛隊達第71-7号（51.10.13）〕

## 2 役務に関する要求

### 2.1 全般事項

この役務は、自衛隊で運用可能なUAVを設計、製造する際、国土交通省航空局における型式証明及び防衛省における自衛隊型式証明を取得する際に必要となる適用基準（原案）等を作成することを目的とし、この作成における関係省庁との調整を通じ、設計に必要な技術的要件及び関係法令を調査すると共に、これらを適用し、取得する場合の関連するコスト、所要期間等の算出を実施する。また、自衛隊で運用可能なUAVに必須となる事項の検証を目的とし、契約相手方が準備する**附属書A**に示すUAVを用いた実証を実施し、自衛隊で運用可能なUAVが具備すべき機能及び性能要求設定の資を得る。

### 2.2 一般的要求事項

一般的要求事項は次による。

- a) 航空法第2条第1項に規定する航空機を設計、製造し、防衛省に納入するために必要な知見を有すること。
- b) 国土交通省航空局及び防衛省の関係部門に対し、航空機の設計に反映させる技術基準の検討及び調整に必要な知見を有すること。
- c) DD相当の艦艇において発着艦可能な航空機を設計、開発する等、発着艦に関する十分な知見を有すること。
- d) 防衛省及び自衛隊の任務並びに規則に関して十分な知識をもつこと。
- e) 役務の履行においては日本語での対応を基準とし、対応が難しい場合は通訳を手配する。

### 2.3 役務の内容

#### 2.3.1 実施計画書等の作成

##### 2.3.1.1 実施計画書の作成

契約の相手側は、契約締結後速やかに官側と調整のうえ、整理番号No. 1-301事前調整実施のための指針（平成17年9月30日制定（国空機第5029号））4. 事前調整の進め方、**附属書B**に示す試験項目等及び**附属書C**に示す検討項目等を参考とし、実施体制、作業計画、その他必要事項を含む実施計画書を作成し、計画審議会において内容の審査を受けた後、陸上幕僚監部防衛部防衛課開発室に提出する。

##### 2.3.1.2 試験等実施要領書の作成

契約の相手側は、実施計画書の承認を受けた後、官との調整のうえ試験等実施要領書を作成し、中間審議会において内容の審査を受けた後、試験等実施要領書を陸上幕僚監部防衛部防衛課開発室に提出する。

## 2.3.2 関係省庁との調整

### 2.3.2.1 実験試験局開局手続き

契約の相手側は、**附属書A**に示す機能・性能を満たすUAVの運行に必要な電波輻射のため、無線設備規則に基づき、総務省担当部署に対し所要の手続きを実施し、実験試験局を開局する。この際に必要な技術的検討、関係業者との調整についても併せて実施するとともに、調整経緯が分かる資料及び申請に用いた資料一式の複製を陸上幕僚監部防衛部防衛課開発室へ提出する。

### 2.3.2.2 無人航空機運航手続き

契約の相手方は、**附属書A**に示す機能・性能を満たすUAVの運航のため、航空法11条但し書きに基づき、航空局に対し所要の手続きを実施し、機体登録及び飛行許可承認申請を行う。この際に必要な技術的検討、関係業者との調整についても併せて実施するとともに、調整経緯が分かる資料及び申請に用いた資料一式の複製を陸上幕僚監部防衛部防衛課開発室へ提出する。

### 2.3.3 航空機概念設計

**附属書A**に示すUAVの概念設計を行い、中間審議会において、官側の承認を得るものとする。

### 2.3.4 国土交通省航空局における適用基準（案）等の作成及び耐空証明及び型式証明を取得する場合の関連コストに関する検討

#### 2.3.4.1 適用基準（原案）及び適合性証明計画（原案）の作成

契約の相手方は、航空法及び関係法令に基づき、型式証明を取得する場合、UAVの設計に適した耐空性審査要領又はその他同等の基準及び遵守すべき関係法令を調査し、前例のない設計、新技術、新素材及び新しい製造方法並びに特別要件、同等の安全性及び適用除外処置が必要となる設計を導出し、解決のための計画について作成する。これらを踏まえて適用基準（原案）及び適合性証明計画（原案）を作成し、国土交通省航空局と調整し、重要課題を整理する。

#### 2.3.4.2 型式証明及び耐空証明を取得する場合のコスト及び期間の算出

契約の相手方は、国土交通省航空局と調整を行った適用基準（原案）、適合性証明計画（原案）等を適用した場合のUAVの設計を行い、型式証明を取得しその型式設計に基づき製造し耐空証明を取得した場合のコスト及び期間並びに取得単価を算出する。

### 2.3.5 防衛省における型式証明基準（原案）等の作成、自衛隊耐空証明及び自衛隊型式証明を取得する場合の関連コストに関する検討

#### 2.3.5.1 型式証明基準（原案）の作成に必要な耐空性要件の選定に関する調査及び検討

契約の相手方は、官側の承認を得た2.3.3について、国際民間航空機関、米国連邦航空局、欧州航空安全機関の民間航空機関及び北大西洋条約機構又は欧州防衛機関その他の軍関係機関が規定する耐空性要件について調査を実施し、型式証明基準（原案）の作成に適用可能な耐空性要件を検討する。

#### 2.3.5.2 型式証明基準（原案）及び適合性証明計画（原案）の作成

契約の相手方は、官側の承認を得た2.3.3について、航空機の安全性の確保に関する訓令及び関係規則に基づき、設計に必要な耐空性要件を選定し防衛省において自衛隊型式証明を取得する場合、前例のない設計、新技術、新素材及び新しい製造方法並びに特別要件、同等の安全性及び適用除外処置が必要となる設計を導出し、解決のための計画について作成する。これらを踏まえて型式証明基準（原案）及び適合性証明計画（原案）を作成し、官側と調整し、重要課題を整理する。

### 2.3.5.3 自衛隊耐空証明及び自衛隊型式証明を取得する場合のコスト及び期間の算出

契約の相手方は型式証明基準（原案）及び適合性証明計画（原案）を適用した場合のUAV等の設計を行い、自衛隊型式証明を取得しその型式設計に基づき製造し自衛隊耐空証明を取得した場合のコスト及び期間並びに取得単価を算出する。

なお、UAV等の設計及び製造にあつては、契約相手方が修理改造の設計及び製造に必要な能力の組織認証を受けることを考慮し、コスト及び期間並びに取得単価を算出するものとする。

### 2.3.6 実証

- a) 契約相手方は、実証試験の実施にあたり、契約相手方が保有する**附属書A**に示す機能・性能を満たすUAV、操作用機材及び計測器材一式等の実証に必要な器材一式を用意するものとする。また、実証試験に供するために必要な機体準備及び整備を実施する。
- b) 実施計画書に基づき、**附属書B**に示す試験項目等を実証し、所要のデータ取得を行う。
- c) 契約相手方は、必要に応じ、実証に必要なノータム申請を実施するものとする。
- d) 実証試験の結果、或いは官側要望に伴い、試験内容の変更が必要となる場合、ないしは契約相手方が準備する機体の改修又は修理が必要となる場合等、**附属書D**に示す提出書類に変更が生じるおそれがある場合、官との協議の上、じ後の実施要領を決定する。

#### 2.3.6.1 運行期間

実証期間は、機体準備及び撤収を含め計25日を基準とする。細部は調達要領指定書によって示す。

#### 2.3.6.2 故障模擬試験

- a) 契約の相手側は、実施計画書及び試験等実施要領書に基づき、安全が確保された区域において、**附属書A**に示す機能及び性能を満たすUAVの故障模擬試験を行う。
- b) 実施場所は、契約相手方の施設内等とする。

#### 2.3.6.3 屋外飛行試験

- a) 契約の相手側は、実施計画書及び試験等実施計画書に基づき、**附属書A**に示す機能・性能を満たすUAVの操作などを行い、所要のデータ取得を行う。
- b) 実施場所は、調達要領指定書によって示す場合を除き、陸上自衛隊東富士演習場又は契約相手方が準備する地域等を基準とする。
- c) 当該契約を履行するにあたり、実証試験の結果、官との調整による試験内容の見直し等が必要となる場合、契約相手方から提供される供試品に対して改修等が必要となる場合等、契約相手方から提出される文書に変更が生じるおそれのある場合は、契約相手方からの申し出に基づき協議するものとする。

#### 2.3.6.4 データ整理及び解析

契約の相手方は、試験終了後、作業経過及び収集したデータの解析結果を整理する。

### 2.3.7 海自護衛艦において運用するための検討

契約の相手方は、**付属書C**に基づき、**附属書A**で規定するUAVをDDで運用するために必要な検討を行い、検討資料として成果報告会にて報告する。

### 2.3.8 報告書の作成

- a) 契約の相手方は、2.3.4～2.3.5で実施した結果をまとめた耐空証明及び型式証明検討資料を作成し、中間審議会において内容の審査を受けた後、陸上幕僚監部防衛部防衛課開発室に提出する。
- b) 契約の相手方は、2.3.6～2.3.7で実施した結果をまとめた成果報告書を作成し、成果報告会にて報告し、陸上幕僚監部防衛部防衛課開発室へ提出する。なお、成果報告書には、2.3.2における資料一式も含めるものとする。

## 2.4 役務実施場所

履行場所は、GLT-CG-Z500002の2.6 a)に示す“営業所等”及びGLT-CG-Z500002の2.6 b)に示す“官側の施設など”とする。

## 2.5 審議会

契約の相手方は、この役務にあたり、審議会を開催するものとする。細部は、附属書Dによる。

## 3 その他の指示

### 3.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書で指定する場合を除き、表3とする。

表3－提出書類

名称	部数	提出期限	提出先	備考
作業従事者名簿 a) b)	3部	契約後、速やかに	契約担当官等	社内様式による。
実施計画書 a) b)	3部	計画審議会後、速やかに		社内様式による。
議事録 a) b)	各1部	各審議会終了後、速やかに	陸上幕僚監部防衛部 防衛課開発室	社内様式による。
試験等実施要領書 a) b)	1部	中間審議会後、速やかに		社内様式による。
耐空証明及び型式証明検討資料 a) b)	1部	中間審議会後、速やかに		社内様式による。
成果報告書 a) b) c)	2部	成果報告後、速やかに		社内様式による。 提出部数は2部 (うち1部は、電子ファイル)とする。
<p>注<sup>a)</sup> 言語は日本語を標準とすること。なお、英文図書を引用する場合は、原文のままでもよいものとする。</p> <p>注<sup>b)</sup> 提出は電子媒体 (DVD-R) によるものとし、同時期に提出することとされている提出書類については、複数の提出書類を1つの媒体に格納して提出してもよい。ただし、電子データ形式は、Microsoft WORD2007以降、EXCEL2007以降、図面はPDFとする。</p> <p>注<sup>c)</sup> 提出部数のうち1部は、電子媒体とする。</p>				

### 3.2 整備実施場所などへの立入り

整備実施場所などへの立入りは、GLT-CG-Z500002の6.2による。

### 3.3 官側の支援

契約の相手方は、次に示す事項について、必要に応じて事前に官側と調整の上、無償で官側の支援を受けることが可能である。

- a) 提出書類の作成に、官側が必要と認めた資料などの提示に関する事項
- b) その他官側が必要と認めた事項

### 3.4 官側資料の使用に関する注意

官側資料の使用に関する注意は、GLT-CG-Z000001の8.2による。

### 3.5 秘密保全

秘密保全は、GLT-CG-Z500002の6.1によるほか、次による。

- a) 契約の相手方は、この役務の履行にかかる物件、書類、図面等で秘密に指定されているものの取扱いは、省秘訓令に基づく秘密保全に関する付帯契約によらなければならない。
- b) 契約の相手方は、本役務により知り得た内容を第三者に漏洩してはならない。

### 3.6 情報保全

契約の相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した情報であって、防衛省が保護を要しないと確認していない一切の情報をいう。）その他の非公知の情報（以下“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号令和4年3月31日）における特約条項及び情報セキュリティ基準に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として、契約の相手方が収集、整理、作成等した一切の情報について、防衛省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として扱われることを保障する履行体制
- b) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社等、契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

### 3.7 ワーク・ライフ・バランス等の推進及び資源節約への考慮

契約相手方は、本契約の履行にあたり、関係法令に基づくワーク・ライフ・バランス等の推進を図るとともに、審議会に電子文書を活用する等により資源の節約を考慮するものとする。

### 3.8 その他

- a) 知的財産権に関する注意は、GLT-CG-Z000001の8.1による。
- b) 官側資料の使用に関する注意は、GLT-CG-Z000001の8.2による。
- c) 契約の相手方は、監督・検査に必要な資料を官側の要求によって、閲覧に供する。
- d) 契約の相手方は、必要に応じ官の主催する会議に参加するものとする。
- e) この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。
- f) IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、GLT-CG-Z000009の2.2による。

# 附属書A (規定) 機能及び性能

## A.1 適用範囲

この附属書は、無人機の実証試験において要求するUAVの機能及び性能を規定する。

## A.2 目的

この役務によって輸送用UAV（中型）（マルチコプター型）の性能を評価し、将来の検討に必要な資料を得るために、実証役務に使用する器材などの機能及び性能を要求する。

## A.3 一般的要求事項

この役務で使用する機体、地上管制装置、整備用器材等は、用途に応じた機能及び性能が良好で、かつ十分な安全性と耐久性をもつこと。

## A.4 UAVの運用構想の概要

- a) 陸上の拠点となる地域から広域に展開した部隊等に対して、所要の補給品を適宜に輸送し補給する。
- b) DDHに搭載し、DDHをハブとした艦対艦の端末輸送を実施するとともに、武力攻撃事態等においては、陸対艦輸送を実施する。また、見通し圏内の通信中継を行うとともに、ペイロードの範囲内でレーダー等のセンサを搭載し各種任務に従事する。

## A.5 機体要求事項

この役務に使用する輸送用UAV（中型）（マルチコプター型）は、表 A.1 に示す機能及び性能をもつこと。

表 A.1—機体要求事項

機能	性能
形式	マルチコプター型の垂直離着陸可能なUAVであること。
分類	航空法上、無操縦者航空機として分類される機体であること。
輸送性能	数十 kg 以上の物品の輸送が可能であること。



## 附属書B (規定) 試験実施項目

### B.1 適用範囲

この附属書は、輸送用UAV（中型）（マルチコプター型）の実証試験における要求する試験項目について規定する。

### B.2 目的

契約の相手側が行う、実証試験に関する実施計画書及び試験等要領書作成に必要な情報をまとめたもの

### B.3 一般的要求事項

契約の相手方は、実施計画書及び試験等実施要領書作成にあたり、この附属書で規定された試験項目を網羅する試験計画を立案し、実施計画書及び試験等実施要領書に反映させ、審議会において審議を受けた後、陸上幕僚監部防衛部防衛課開発室に提出する。

### B.4 試験実施項目

試験実施項目は表B.1を標準とし、細部は官との調整による。

表B.1－試験項目

番号	性能試験項目	確認項目		屋外飛行	故障模擬
				実証	試験
1	任務飛行、操作性及び視認性	1-1	離発着点周辺の飛行	○	—
		1-2	指定ルートでの飛行	○	—
		1-3	目標に追従した飛行	○	—
		1-4	離発着点周辺の飛行（夜間）	○	—
		1-5	指定ルートでの飛行（夜間）	○	—
		1-6	目標に追従した飛行（夜間）	○	—
		1-7	ホバリング及び飛行状態への移行（機能をもつ場合）	○	—
2	通信に係る安全性	2-1	離発着点周辺のブラインドゾーンの確認	○	—
		2-2	予備機材への管制移管	○	—
3	プリプログラム	3-1	ロストリンク時の対応	○	—
		3-2	リンク確立時の自動飛行	○	—
4	動揺制限及び相対風制限	4-1	各種相対風環境下における離発着	○	—
		4-2	移動体上での離発着	○	—
	天候不良時などの離発着（定量的に示す）	4-3	夜間における離発着	○	—
		4-4	天候不良時（可能な場合）等における離発着	○	—

表B.1－試験項目等（続き）

番号	性能試験項目	確認項目		屋外飛行 実証	故障模擬 試験
5	電磁干渉	5-1	有害な電磁干渉が無いことの確認	○	—
		5-2	有害な電磁干渉が無いことの確認 (飛行中)	○	—
6	離発着関連作業	6-1	分解組立，注油等について可能な範囲で確認	○	—
	占有面積	6-2	輸送時に格納を実施しサイズ，他の物品との干渉を確認	○	—
		6-3	輸送後に展開を実施し，サイズ，他の物品との干渉を確認	○	—
	管制装置の可搬性	6-4	移動，据え付けの確認	○	—
7	整備に関する事項	7-1	機器の保守作業に関する作業性	○	—
8	物品輸送に関する事項	8-1	最大積載時の飛行性能	○	—
		8-2	最大積載時の離着陸	○	—
		8-3	物品の積載の容易性	○	—
		8-4	輸送後の提携要領	○	—
9	故障対応	9-1	動力源停止時の対応	○	○

**附属書C**  
**(規定)**  
**海自護衛艦において運用するための検討**

**C.1 適用範囲**

この附属書では、海自護衛艦において運用するための検討について規定する。

**C.2 目的**

契約の相手方が行う、実施計画書の作成及び海自護衛艦において運用するための検討を示すことを目的とする。

**C.3 一般的要求事項**

契約の相手方は、この附属書で規定された検討項目を網羅する計画を立案し、実施計画書に反映させ、審議会において審議を受けた後、陸上幕僚監部防衛部防衛課開発室に提出する。

**C.4 検討項目**

検討項目は表C.1を基準とし、細部は官との調整による。

**表C.1－検討項目**

番号	検討項目	
1	着艦誘導方式	自動離着陸の誘導方式、誘導条件について検討し報告すること。
2	拘束装置	艦上に駐機する際に器具を用いる等の条件について検討し報告すること
3	管制方式	洋上において艦艇と通信する際の通信方式等について検討し報告すること
4	動揺制限、 相対風制限	艦上での離発着及び駐機状態における動揺制限、相対風制限の要領について検討し報告すること
5	格納要領	DD（DDH含む）の格納庫に格納する際の占有面積や器具を用いる等の条件について検討し報告すること

## 附属書D (規定) 審議会実施要領

### D.1 適用範囲

この附属書は、中型輸送UAV（マルチコプター型）の実証役務に関わる審議会の実施要領について規定する。

### D.2 目的

審議会は、中型輸送UAV（マルチコプター型）の実証において、契約の相手方が作成する、実施計画書及び試験等実施要領書のほか、耐空証明及び型式証明を取得する場合のコスト及び期間の算出並びに成果報告について妥当性の審議を目的とする。

### D.3 審議実施計画

審議の実実施計画は、表D.1による。

表D.1—審議実施計画

番号	名称	内容	開催場所	実施回数	時期
1	計画審議会	実施計画書の妥当性	陸上幕僚監部 又は調達要領 指定書によつ て指定する。	1回	契約後速やかに
2	中間審議会	試験等実施要領書の妥当性		1回	故障模擬試験及び屋外飛行実証試験までに
		UAVの概念設計、耐空証明及び型式証明を取得する場合の、コスト及び期間に関する検討状況		1回	令和5年10月末までに
3	成果報告会	成果報告		1回以上	令和6年2月末までに
<b>注記</b> 各審議会等の前に事前調整（1回）を行うものとし、事前調整を含め各審議会においては議事録を作成する。					

### D.4 審議の受審申請

契約の相手方は、自ら作成した計画に基づき、通常、審議希望日1か月前までに、希望する審議項目、審議対象、日程及び場所を記載した技術審議申請書を3部作成し、契約担当官等を通じ陸上幕僚監部防衛課開発室に提出するものとする。

### D.5 審議の通知

審議主任は、A.5の申請に基づき、審議実施計画を作成し、契約担当官等を通じ契約の相手方に通知するとともに、審議員の所属長に写しを送付する。

### D.6 審議の実施

審議主任は、実施計画書によって審議を実施する。

#### **D.7 審議後の処置**

審議主任は、技術審議の結果、次の処置をとる。

- a) 仕様書に基づく技術的事項についての認可、指示及び勧告
- b) 既に認可した技術的事項を更に改善する場合の指示及び勧告

#### **D.8 審議結果の通知**

契約の相手方は、契約担当官等から通知された事項について、所要の処置をとる。